

気象警報発令時の学校園の対応について（お知らせ）

岸和田市教育委員会の通知に基づき、「自然災害」に伴う「警報等」が発令された場合は、子どもたちの安全確保のため令和6年度から以下のように対応いたしますので、ご理解とご協力の程よろしくお願いいたします。

特に昨年度、水防法の基準が変わったことから、浸水想定区域内に位置している本園は「2」の項目が小学校や他園とは対応が異なります。必ず、ご確認をお願いします。

1. 「特別警報」、「暴風(雪)警報」、「大雨警報」が発令されている（発令された）場合
 - ①午前7時現在、岸和田市が発令されている場合 ⇒ 臨時休業
 - ②午前7時～始業時間で、岸和田市が発令された場合 ⇒ 臨時休業
 - ③始業時間以降、岸和田市が発令された場合 ⇒ 保育中止（保育の繰上げ等）

○変更ポイント

従来は「特別警報」、「暴風警報」が発令された場合のみ、臨時休業となっていました。令和6年度からは、「大雨警報」が発令された場合も臨時休業となります。

※大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害）いずれの場合も臨時休業の対象です。

※台風の有無は従来通り関係ありません。

※大雨警報が長時間にわたる場合には、校区内の状況を把握したうえで、発令中でも保育を再開する場合があります。

※保育が中止となった場合でも降園させることが危険と判断した場合は、状況が改善されるまで幼稚園で待機させる場合があります。

2. 「特別警報」、「暴風(雪)警報」、「大雨警報」以外の警報「洪水警報」「波浪警報」「高潮警報」が発令されている（発令された）場合や地域に避難情報（高齢者等避難・避難指示）が出ている、または出された場合
 - ①午前7時現在 ⇒ 臨時休業
 - ②午前7時～始業時間 ⇒ 臨時休業
 - ③始業時間以降 ⇒ 保育中止（保育の繰上げ等）

※上記以外でも子どもたちの安全確保上問題が生じるおそれがあると判断した場合は、臨時休業、保育時間の繰上げ・繰り下げ等の措置を講じることもあります。

以上、よろしく申し上げます。